
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見

概要

1. 本資料は、第 19 回、第 20 回及び第 21 回作業部会並びに第 303 回親委員会で聞かれた主な意見を要約している。

第 19 回作業部会で聞かれた主な意見¹

【質問 5：企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について

- (1) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について、リサイクリングを要求していた旧 IAS 第 19 号の考え方を参考することができるのではないか。
- (2) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定をリサイクリングする根拠に関する事務局の修正案は簡潔なものとなっており、公開草案に比べ積極性が欠けている。この内容で国際的に主張していけるか不安に感じる。
- (3) リサイクリングを行うトリガーについて不明確というのは IASB の主張であり、その主張にかかわらず当期純利益にいつの時点で反映すればよいか示せばいいと考えている。ただ、提案されている修正会計基準第 2 号の第 31 項の「また」以降の段落は、リサイクリングについての説明に一時に損益認識しないこと理由を含めることは適当でないと考え。また、長期的に仮定の値に回帰していくという説明は制度資産にはあてはまらないと考え。
- (4) 国際的な意見発信を重要な意義としてとらえている中で、確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠に関して大幅な修正を行うことは再公開草案が必要になるほど重要と考える。今回の事務局提案は理解できない点が多い。議論が多いため、将来検討することとして後回しにしてもいいのではないか。個人的には、短期間で新しい概念を打ち出すことはできないと考えている。

¹ 第 303 回親委員会で対応済のものを除く。

- (5) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠に関して、IAS 第 8 号については不明確な基準だと考えているため、IAS 第 8 号に基づいて根拠付けすることがよいか疑問に思う。また、配分（attribution）という用語に関しては、国際的に理解されるものかどうか検討すべきである。
- (6) IAS 第 39 号ベースの減損規定及び確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠のいずれについても、公開草案に至るまでに十分に議論した結果であり、コメントにおいて対案が示されない状況では原案どおり進めることでやむを得ないと考えられる。

(1)から(6)のコメントについて

→審議事項(3)-5において確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクリングを行う根拠の修正案について審議を行う。

第 20 回作業部会で聞かれた主な意見

【質問 6：その他の項目の「削除又は修正」の必要性に関するコメントへの対応】

- (7) 公開草案の公表に至る議論では、開発費の資産計上などを「削除又は修正」しないことについて、IFRS の任意適用企業において実務的な対応方法に関する経験が蓄積されてきていることも論拠として挙げられていたと理解している。これらの経験を取りまとめたガイダンスや教育文書の作成を、エンドースメント手続の意義から除外した場合には開発費の資産計上などを「削除又は修正」しなかったことの理由の 1 つが失われてしまうのではないのか。

→ガイダンスや教育文書の作成について、エンドースメント手続の意義として記載することとした。

【質問 8：その他に関するコメントへの対応】

今後のエンドースメント手続について

- (8) 「公表にあたって」の第 18 項において 2013 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等と 2014 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等について分けてエンドースメント手続を実施することが提案されているが、これらについてまとめてエンドースメント手続を実施すべきではないのか。

- (9) 「公表にあたって」の第 18 項において具体的なエンドースメント手続の順序が記載されているが、今後エンドースメント手続を柔軟に進めていくためには、具体的なエンドースメント手続の順序についてここまで詳細に記載しない方がよいと考える。
- (10) エンドースメント手続を実施する順序は別途議論が必要であるが、「公表にあたって」において、ある程度具体的に記載することは必要であると考え。
- (11) 制度の安定的な運用の観点から、エンドースメント手続のスケジュールを明確にすべきであると考え。また、強制適用日だけではなく早期適用についても考慮して、スケジュールを検討する必要があると考える。

(8)から(11)のコメントについて

→具体的なエンドースメント手続のスケジュールについて記載することは有用と考えられるため、第 18 項の記載を残すこととし、早期にキャッチアップするために 2013 年版に着手することとした。

「財務報告に関する概念フレームワーク」の参照について

- (12) 修正国際基準において IFRS と我が国における会計基準に係る基本的な考え方が相違する項目を「削除又は修正」している状況において、そのような基本的な考え方に相違があり得る IFRS の「財務報告に関する概念フレームワーク」を IAS 第 8 号などの規定から参照することにより、矛盾は生じないか。
- 現状の概念フレームワークにおける記載レベルからは特段の問題はないものと考えられる。
- (13) 意見発信という観点からは「財務報告に関する概念フレームワーク」を「削除又は修正」という考え方もあり得るが、個人的には会計基準レベルで「削除又は修正」を行えばよいと考える。「財務報告に関する概念フレームワーク」について「削除又は修正」する場合には一部を「削除又は修正」するわけではなく全面的な修正になると考える。「財務報告に関する概念フレームワーク」を参照できない項目もあるかもしれないが、厳密に考えなくてもよいのではないか。
- 事務局の方針に賛成するコメントである。

その他

- (14) コメント対応表の 82) において ES (エデュケーション・セッション) に関するコメントへの対応が記載されているが、事務局として反省すべき点をもう少し記載すべきではないかと考える。

→審議事項(3)-1 のコメント対応表において記載を追加した。

【質問 2：エンドースメント手続の意義に関するコメントへの対応】

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について

- (15) コメント対応表の 19) は「企業経営の規律」などの表現がピュアな IFRS を適用する企業が「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を保持していない等の不適切な印象を与えるとの懸念を示すものであるが、コメント対応における「ピュアな IFRS と修正国際基準で優劣があるわけではなく」という記載は適切ではないのではないかと考える。

- (16) (前項の意見に関連して) ピュアな IFRS の任意適用を積み上げていくということが前提となっているため、ピュアな IFRS 適用企業に「公表にあたって」の「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について過度に反応する必要はないことを説明すればよいのではないかと考える。

- (17) 意見発信を行うことにより、ピュアな IFRS が修正国際基準に沿った形で見直されることを目指している旨を説明することによって誤解を解消できるのではないかと考える。また、会計基準間に優劣はないことを記載したうえで、どの会計基準を適用するかについては企業の経営モデルに合った意思決定を行うものであることを記載すれば説得力が増すと考えられる。

(15) から (17) のコメントについて

→審議事項(3)-1 のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

「基本的な考え方」に関する説明について

- (18) コメント対応表の 18) について、「投資の性格に応じた資産及び負債の適切な評価」を明示的に記載すると公正価値測定に関連する項目を「削除又は

修正」しなかったことの説明が難しくなるため、抽象度が高く網羅的に簡潔に記載することが困難である旨のみを記載する方がよいと考える。

→公正価値測定の範囲に関する項目については、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から「削除又は修正」しないこととしたものであるため、当該記載と不整合は生じないと考えられるため、修正しないこととした。

「柔軟な受け入れ」に関する記載について

(19) 「柔軟な受け入れ」の記載については、「当面の方針」の記載に合わせたものと理解している。「柔軟な受け入れ」に関する記載を「受入れ手続を明確化する」との記載に変更すると、指定国際会計基準の手続が明確ではないという印象を与える可能性がある。「柔軟な受け入れ」という文言が不明確であるならば、「柔軟な受け入れ」に関する記載を削除することが考えられる。

(20) 「柔軟な受け入れ」という記載だけではわかりにくいので「受入れ手続の明確化」についても記載する方がよいと考える。ただし、「柔軟な受け入れ」という文言も残した方が理解されやすいと考える。

(21) 「柔軟な受け入れ」というのは IFRS の個々の基準を咀嚼して我が国の実情に即した形で受け入れ可能か否かを一つ一つ判断し、それに伴い IFRS への理解が深めて適用していくことと認識している。コメント対応においては、「柔軟な受け入れ」の記載を削除した経緯について説明した方がよいと考える。

(19)から(21)のコメントについて

→親委員会における議論も踏まえ、審議事項(3)-2の「公表にあたって」のとおり、「柔軟な受け入れ」という表現を残すこととした。また、指定国際会計基準も IFRS の受入れ手続の1つであるため、IFRS の受入れ手続の明確化については記載しないこととした。

「ガイダンスや教育文書の開発」の記載について

(22) 「公表にあたって」の案2の第12項における「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて、さらに検討を行う」との記載は、指定国際会計基準が対象となるか明確にすべきというコメントには対応して

いないと考える。そのため、「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方を対象として、さらに検討を行う」としてはどうか。

→ガイダンスや教育文書を指定国際会計基準についても対象として作成することが考えられることを示すために削除しないこととした。

- (23) エンドースメント手続を実施した結果として、修正国際基準及びガイダンスや教育文書が作成されると理解している。「公表にあたって」の案2の第12項に「エンドースメント手続の結果として」という文言を挿入してはどうか。

→審議事項(3)-2における記載を修正した。

- (24) 「公表にあたって」の第12項はこれまでの経緯をよく知っている人にとっては理解できるが、文章が複雑になっており、経緯を詳しく知らない人にとってはわかりにくくなっているのではないか。

→審議事項(3)-2における記載を修正した。

- (25) 「公表にあたって」の第37項では、ガイダンスや教育文書について検討を行っていくことが記載されているが、検討を行う主体が明確に記載されていない。

→検討を行う主体はASBJであることを想定している。

【質問4：企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

のれんの耐用年数の上限を20年とする結論の背景の記載について

- (26) のれんの耐用年数については、国際的に議論されており、世界中の人が納得するようなものを示せる状況ではないけれども、当面という位置づけで日本基準や旧IASを参考にして20年を上限と決めているということを記載すべきであると考えているため、修正会計基準第1号の案Aの記載を前提にして検討を行うことがよいと考える。

- (27) 案Aに修正することに賛成するが、記載方法として公開草案の記載をすべて削除して修正案に替えるべきではないと考える。公開草案の公表までの議論を残したうえでその後の議論を記載すべきと考える。

- (28) 案Aでは耐用年数の決定方法について4つの案が示されているが、この内容は今後議論される必要があると考えるため、現時点でここまで記載してよいか疑問に思う。

(26)から(28)のコメントについて

→審議事項(3)-4のとおり、のれんの耐用年数について国際的に議論が行われている状況を勘案し、現時点では日本基準や旧 IAS 第 22 号を参考としてのれんの耐用年数の上限を 20 年としたことを記載する案 A をベースとすることとした。

毎年におけるのれんの減損テストの「削除又は修正」について

(29)毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」を行うことを要求するコメントはなかったように思われる。コメント対応表の 49) については、詳細な理由若しくは検証を必要とするコメントであると考えられるため、案 2 を支持する。

(30)コメント対応表の 49) の後者のコメントは、「削除又は修正」を要望するものではなく、当初は実務対応を考えて負担を少なくすることを主張していたが、最終的には意見発信の観点から「削除又は修正」する項目を必要最小限にしているため、その点をもう一度確認する趣旨であると個人的に理解している。

(31)コメント対応表の 49) の後者のコメントについては、毎年におけるのれんの減損テストについて過度の実務対応が要求されていないか、ピュアな IFRS の任意適用企業や米国会計基準適用企業における実務を参考に検証を行うべきという意見と理解している。

(29)から(31)のコメントについて

→他の関連する論点に関する取扱いの整合性と「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、毎年におけるのれんの減損テストについては「削除又は修正」しないこととした。

【質問 5：企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について

(32)公開草案を公表するに至る議論やコメントとしては寄せられていないが賛同する意見があることも考えられることから、確定給付負債又は資産（純額）の

再測定のリサイクリングの根拠を安易に全面的に書き替えるべきではないと考える。今後、「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直しの議論において重要になっていくと考えられるが、今後検討することを前提として、修正国際基準の公表の段階では公開草案で記載した意見にとどめるべきと考える。

(33)他の論点にもあてはまるが、公開草案における結論の背景の記載は残し、寄せられたコメントを紹介したうえで、その後の検討状況を記載してはどうか。

(34)確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠については、国際的に納得のいく結論を示すことは難しいと思うものの、堅牢な根拠ではないというコメントへの対応として追加的な記載ができないか検討していただきたい。

(32)から(34)のコメントについて

→審議事項(3)-5において確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクリングを行う根拠の修正案について審議を行う。

その他

(35)コメント対応表の 61)において、金融負債の発行者自身の信用リスクを純損益にリサイクリングするように「削除又は修正」することについて、すべてのOCI項目をリサイクリングすることによって純損益を介してキャッシュ・フローを予測することが可能となることが根拠の一つとして記載されている。総論としては納得できるが、当該論点に限定した記載としては違和感がある。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

(36)修正会計基準第2号第18項(2)で、「当委員会は、包括利益は企業の財政状態の報告の観点から目的適合的な測定値に基づいて算出されるため」と記載されているが、必ずしも正確な記載ではないと考えられるため、修正すべきである。

→審議事項(3)-5において結論の背景における記載を修正した。

【質問5：ガイダンスや教育文書の開発に関するコメントへの対応】

(37)コメント対応表の 79)では、規範性のあるガイダンスがどのようなものか問

うコメントに対し、「日本基準の実務指針に相当するものを想定している」と記載しているが、実務指針という表現が適切かどうか見直すべきである。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

第 303 回親委員会で聞かれた主な意見

【総論及び質問 1 から 3 のコメントへの対応】

エンドースメント手続の意義の記載について

(38) エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 を支持する。意見発信を最も重視していることは理解しているが、実際に修正国際基準の適用を検討している企業もあることからその他の意義についても重要であり、公開草案の公表時から大幅に変更すべきでない。

(39) エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 を支持する。修正国際基準は 4 基準の収斂に向けた経過的な位置づけと理解しており、その過程で IFRS を柔軟に受け入れるということも意義の一つであると考えられる。

(40) エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 を支持する。記載内容を公開草案の公表時から変更する理由に乏しいだけでなく、案 1 は内容として削除すべきでない記載が取り除かれている。また、「柔軟な受け入れ」と「受け入れ手続の明確化」は異なるものであり、「柔軟な受け入れ」について記載を残すべきである。

(41) エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 の記載を支持する。実際に修正国際基準を採用する企業があることを想定して公表に賛成した立場であるので、エンドースメント手続の意義を意見発信に絞ることに反対する。

(38) から (41) のコメントについて

→審議事項(3)-2 のとおり、IFRS の柔軟な受け入れ、国際的な意見発信、ガイダンス及び教育文書の作成をエンドースメント手続の意義とした。

その他

(42) コメント対応表の 2) の後者のコメントの趣旨は、4 基準併存を行うべきではないため、「削除又は修正」を行うべきではないということと理解している。現在のコメント対応(案)は、当委員会で扱う範疇ではない旨が簡単に記載されているのみであるため、制度を所管している金融庁と論点を共有するなどの追加の説明が必要と考える。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

(43) コメント対応表の 19) について、「IFRS と修正国際基準で優劣があるわけではなく」と記載されているが、「優劣」という表現を使用するのは適切でないと考える。指摘国際会計基準を適用している企業も IFRS がすべての面で最適とは考えていないが総合的な判断として任意適用している場合があることから、基本的な考え方について言及することによって、ピュアな IFRS を適用している企業に不適切な印象をもたらすことにはならないのではないかと考える。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

【質問 4：企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理(案)」に関するコメントへの対応】

毎年におけるのれんの減損テストの「削除又は修正」について

(44) のれんについて規則的な償却を要求するか否かで、減損の位置づけは異なると考える。規則的な償却を要求する場合は償却対象資産の取得原価の修正となるが、減損のみの場合には下方のみの公正価値評価の代替となると考えている。したがって、減損のみの場合には毎年における減損テストは必要であるが、定期的な償却を行う場合には減損の兆候があった場合にのみ減損テストを行うのが理屈にかなっているのではないかと考える。

(45) 作業部会において当初のれんの償却が議論になった時は国際的にまだのれんを償却することへの賛成意見が少なかったため、個人的には毎年におけるのれんの減損テストについて、資産評価が甘いことを指摘される可能性も考えて、「削除又は修正」しないことに賛成した。しかし、現状においては、国際的にも減損テストのコストへの指摘もあるので、兆候があった場合にのみ減損テストを行うように毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」することも十分考慮する価値があるのではないかと考える。

(46) のれんの耐用年数、毎年におけるのれんの減損テスト及び無形資産の識別については一体として考えるべきであるため、一部のみを「削除又は修正」すべきでないという作業部会の意見に同意する。のれんの償却について IASB においてどのようなスピード感で議論していくか定かではないが、IASB における議論の進展状況を踏まえて柔軟に対応していくということによいのではないか。

(44) から (46) のコメントについて

→他の関連する論点に関する取扱いの整合性と「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」しないこととした。

のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について

(47) のれんの耐用年数の上限を 20 年とすることは、日本基準や旧国際会計基準の規定が参考されており、特段根拠がある訳ではないと思われる。価値の減価をとらえるならば 20 年は長いと考えられ、買入れのれんの価値が見かけ上維持されているとしても合併後の企業努力によるものであり、自己創設のれんに置き換わっていると思う。そのように考えた場合、償却の対象は買入れのれんと自己創設のれんの両方となり、自己創設のれんを長期間貸借対照表に計上すべきではないと考えるため、20 年より短い耐用期間とすべきであると考える。

(48) 修正会計基準第 1 号第 18 項について仮に案 A の文案を採用する場合、EU 会計指令で採用されているのれんの耐用年数について適切に見積もった効果の及ぶ期間により償却するが、信頼性をもって見積もれない場合には定められた上限以内の年数で償却する方法についても記載すべきと考える。

(49) のれんの耐用年数について、上限を短くすることを受け入れられないわけではないが、その際は短くする方がより優れているという根拠が必要になると考える。企業結合について、例えば投資家への事業戦略の説明において企業結合の効果が 30 年以上に及ぶと説明する一方で、会計処理においてはのれんの耐用年数を 10 年にするのは会計基準が経済実態を反映していないことを意味している可能性がある。これは特に国内市場が縮小し、大規模のグローバルな M&A が増加すると考えられる現状においては留意すべきと考える。

なお、のれんの耐用年数の上限 20 年の根拠は案 B の記載を支持する。

- (50) 修正会計基準第 1 号第 19 項の案 A の記載の方が適切な意見発信へつながりやすいと考える。案 A に記載されているとおり、耐用年数の決定方法として複数存在する中で暫定的に 20 年を上限としているという方が理解されやすいと考える。
- (51) のれんの減損と耐用年数の関係について何らか結論の背景に記載していくことがありえると考えられる。

(47) から (51) のコメントについて

→ のれんの耐用年数について国際的に議論が行われている状況を勘案し、現時点では日本基準や旧 IAS 第 22 号を参考としてのれんの耐用年数の上限を 20 年としたことを記載する案 A をベースとすることとした。

【質問 2 及び 7：ガイダンスや教育文書に関するコメントへの対応】

- (52) ガイダンスや教育文書について検討する対象を修正国際基準及び指定国際会計基準双方とするかも含めて検討しているが、今後の日本基準のあり方へのコメント対応においては修正国際基準に対するコメントではないことを理由に対応しないとしていることと整合していないのではないかと。
- ガイダンスや教育文書に関しては、「削除又は修正」した箇所以外は指定国際会計基準の定めと同一の文言であるため関連が強いが、日本基準のあり方については修正国際基準との関連が相対的に弱いと考えられるため、必ずしも矛盾していないと考えられる。
- (53) ガイダンス及び教育文書の作成に関する審議資料では、ガイダンスや教育文書の作成を唯一の目標や成果物として位置づけているようにも見えるに違和感がある。指定国際会計基準か、修正国際基準かにかかわらず、適用における実務上の課題を共有し、現実的な解決策を議論して検討していくことが重要であり、ガイダンスや教育文書の作成はそのソリューションの 1 つでしかないと考える。
- ご意見のとおり理解したため、今後の審議資料の作成において留意する。
- (54) 「規範性のあるガイダンス」や「規範性のない教育文書」という用語に使わ

れている「規範性」という表現には、法的なものから道徳や倫理的なものも含まれるため、趣旨が伝わらない可能性がある。

→審議事項(3)-2 のとおり、「規範性」という表現は使わず、基準の適用にあたって遵守することが求められるものをガイダンス、基準の適用にあたって参考となるものと教育文書と整理した旨を記載した。

- (55) 修正国際基準は IFRS から派生したものであるため、ガイダンスや教育文書を作成した場合、指定国際会計基準の実務に影響することは想像できることであるため、「公表にあたって」において指定国際会計基準との関係を記載すべきであり、「公表にあたって」の案2の記載に賛成する。

→事務局の提案を支持する意見である。

- (56) 指定国際会計基準を適用する企業が増加している現状において、会計処理にばらつきのあるものは早期に対応すべきであると考え。規範性のあるガイダンスを作成することが難しいということであれば、規範性のない教育文書において考えられる方法を示していったらどうか。

→教育文書の対象については今後の検討において取り扱われる。

- (57) 「公表にあたって」の案2の第12項における「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて、さらに検討を行う」という記載については、指定国際会計基準の実務への影響を勘案したにもかかわらず、指定国際基準と修正国際基準双方を対象とするかどうか未決定となっている点でわかりにくくなっているため、削除を検討すべきである。

→ガイダンスや教育文書を指定国際会計基準についても対象として作成することが考えられることを示すために削除しないこととした。

- (58) ガイダンスや教育文書を作成することを検討することを支持するコメントを踏まえて、ガイダンスや教育文書の作成にかなり前向きの表現になっている。しかし、コメントにはガイダンスや教育文書を作ることに懸念を表明しているものもあり留意が必要である。また、コメント対応表において、コメントに適切に対応していないと考えられる箇所が散見されるため、見直しを行うべきである。

→審議事項(3)-2 におけるガイダンス及び教育文書に関する記載を修正するとともに、審議事項(3)-1 のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

第 21 回作業部会で聞かれた主な意見

【オブザーバーによるコメント】

作業部会の冒頭、オブザーバーとして出席している金融庁から、制度との関連に関して、「公表にあたって」について、以下のコメントがあった。

- (59) 修正国際基準の策定は、IFRS の任意適用の積上げとともに我が国による IFRS に対する積極的な意見発信を行うための取組みであると考えられ、その趣旨を明確にすべきである。
- (60) エンドースメント手続は最終的には、金融庁長官による指定をもって完結する手続であり、この意味において当局による行為であるため、その点を明確にすべきである。
- (61) 新たに公表される IFRS への修正国際基準の対応は、全体的な会計戦略の中で、時々々の状況の下で検討されるべきものであることから、関連する記載は不要である。
- (62) 会計基準の適用時期について、ASBJ において、作成者や監査人等の意見を踏まえて検討の上、記載をお願いしたい。

【「公表にあたって」に関連するコメント】

「柔軟な受け入れ」に関する記載について

- (63) 「公表にあたって」第 9 項の「柔軟な受け入れ」に関しては、「我が国において柔軟な対応を確保する観点から重要である。」という「当面の方針」における記載を受けたものと理解しており、金融庁との責任分担の観点から「当面の方針」の表現に合わせてはどうか。また、「当面の方針」では意見発信についても記載されているため、意見発信に関して追加した記載について「当面の方針」において記載されている旨を記載することも考えられる。
- (64) 「公表にあたって」第 9 項における「柔軟な受け入れ」という表現を残すのであれば、コメント対応表において、「柔軟な受け入れ」という表現が不明確という意見に対して、審議の内容を記載すべきと考える。

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について

- (65) コメント対応表の 19)は「企業経営の規律」などの表現がピュアな IFRS を適用する企業が「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を保持していない等の不適切な印象を与えたとの懸念を示すものであるが、コメント対応表の記載が不十分である。
- (66) コメント対応表の 19)の対応案に賛成する。ピュアな IFRS を適用する企業が「企業経営の規律」を保持していないようには読めず、各企業が「企業経営の規律」を保持し、そのうえで自社の経営に照らして実態を適切に表す会計基準を選択するというのは当然であり、対応案の記載で意図が伝わると考える。

その他

- (67) 「公表にあたって」第 11 項における「適用可能な会計基準の体系」という表現については趣旨がわかりにくいため、「一組の適用可能な会計基準」といった表現に修正してはどうか。
- (68) 「公表にあたって」第 6 項では「採択」という記載を「金融庁において指定」に修正している。一方で、第 7 項では「採択」という記載が依然として使用されており、整合していないのではないか。
- (69) 「公表にあたって」第 40 項において適用時期について記載する際、IFRS の移行方法として期末から移行する方法や四半期から移行する方法などの様々な方法があることを考慮に入れるべきである。
- (70) 「公表にあたって」第 19 項における今後のエンドースメント手続に関する記載を削除することに賛成する。しかし、その場合には今後のスケジュールの明確化を求めるコメントには対応しないことになるため、コメント対応表において、現時点では今後のエンドースメント手続について明確に回答できないことを十分に説明すべきと考える。
- (71) コメント対応表のコメント 56)の 4 番目のコメントに対する回答として、「ガイダンスや教育文書の開発は～（中略）～IFRS の任意適用の促進に逆効果をもたらすことが懸念されるという点は、ご指摘のとおりであり」という記載が見られるが、ガイダンスや教育文書の開発を要望する意見に対して消極的と捉えられる可能性があるため、修正すべきである。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第1号に関連するコメント】

のれんの耐用年数の上限を20年とする結論の背景の記載について

(72) 修正会計基準第1号第18項の案Aは、のれんの耐用年数を定める5つの方法を列挙しているが、結論として日本基準やIAS第22号(1998年)を参考として上限を20年としていることと関連性がないように思われる。

(73) JMISの位置付けを国際的な意見発信と考えた場合、「削除又は修正」した理由を結論の背景において明示すべきと考えていることから、修正会計基準第1号第18項について案Bを支持する。案Aのように方法案を並べるだけでは意見発信する内容が無いと考える。この点、修正会計基準第2号における確定給付資産又は負債(純額)の再測定をリサイクリングする理由に関する記載と平仄を揃えるべきである。

また、第15項(3)においてはのれんの耐用年数が見積れるとしていることと案Aは整合しないように感じる。

(74) 修正会計基準第1号18項については、案Aを支持する。国際的な状況を踏まえたうえで、IAS第22号(1998年)や日本基準で用いられていた20年の上限について、実務的に合理的なものと引き受けているという趣旨と理解している。

(75) コメント対応表のコメント46)への対応で、「今後、国際的な議論への参画が必要と考えられる」と記載されているが、現在も国際的な議論へ参画しており、今後さらに積極的に行うという姿勢が伝わるように修文すべきである。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第2号に関連するコメント】

確定給付負債又は資産(純額)の再測定のリサイクリングの根拠について

(案1を支持)

(76) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。リサイクリングの根拠については今後も議論が必要である状況において、公開草案と異なる案2のみを記載した場合には、議論の経緯を知らない人に案2が最終的な結論であると誤解される可能性がある。また、リサイクリングを行うトリガーが国際的に問われている状況において、案2を採用してトリガーについて言及しないことは意見発信にならないと考える。

- (77) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。公開草案と異なる根拠を記載すると、日本は根拠を欠いたままリサイクリングを主張していると捉えられる可能性があり、信頼を失うことを懸念する。今後よりよいロジックがあれば、その時点でそのロジックを採用すればよい。案1と案2で決めかねている状況であれば、公開草案どおりにしたほうがよい。
- (78) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。意見発信の観点からは根拠を示していくべきであり、リサイクリングを行うトリガーが無いという議論に対して反論していくべきであると考え。また、案1はこれまでもASAFなどの場で主張してきた内容と理解しており、継続的に主張していくことが重要と考える。
- (79) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。のれんの耐用年数を定める方法と確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングとでは状況が異なると理解しており、リサイクリングに関しては案1と整合的な意見発信を国際的に行ってきたと認識している。

(案1及び案2を支持)

- (80) 案1は関連する資産及び負債の認識の中止時にリサイクリングするという分かりやすい説明と考えているが、これが理解されないということであれば、案2で説明していくことも考えられる。また、矛盾しない限り、案1と案2を両方記載することも考えられる。なお、案2のみとする場合には、確定給付制度の終了の場合に関する説明を追加する必要があると考える。

修正会計基準第2号第31項の案3については、意見発信の観点から「削除又は修正」したことを説得的にしていく必要があることから支持しない。

(案3を支持)

- (81) 修正会計基準第2号第31項の案3を支持する。確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクリングを行う決定的な根拠を示せない現状では、決して完全ではないが、案3が最もリスクが低いと考える。
- (82) 修正会計基準第2号第31項の案3を支持する。案3は国際的な状況を踏まえた記載となっている。また、日本基準や国際的にも採用されてきた方法について、実務において合理的であったということ踏まえて採用しているという説明になると考えている。

(その他)

(83) のれんの耐用年数に関する記載と平仄を揃えるべきと考える。確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングについても複数の考え方があるのであれば、それらの考え方を紹介したうえで色々な意見が聞かれているという記載を行うことが考えられる。

(84) 修正会計基準第2号第31項の案3について、米国会計基準における回廊アプローチについて深く議論を行ったように読めるが、実際には当作業部会において深く議論をしていないのではないか。

以 上